

ひなたぼっこ8月号



土幌町認定こども園内
幼児教育課 子育て支援係
TEL 5-2364

まぶしい太陽が照りつけ十勝の短い夏も本番を迎えました。のどが乾く前のこまめな水分補給や、体調を崩さないように気をつけましょう。七夕や花火、おまつりなど楽しい夏を過ごしましょう。

★土幌町認定こども園内 子育てルームひなた★

月	火	水	木	金
3 ちびっこ広場 9:30~11:30	4 スマイル教室 (対象者限定) 10:30~11:30	5 のびのびの日 9:30~11:30	6	7
10 ちびっこ広場 9:30~11:30	 山の日	12 のびのびの日 9:30~11:30	13 お盆	14 休み
17 ちびっこ広場 9:30~11:30	18 キッズ・クラブ (予約制)	19 のびのびの日 9:30~11:30	20	21 おひさまの日 9:30~11:30
24 ちびっこ広場 9:30~11:30	25	26 のびのびの日 9:30~11:30	27	28
31 ちびっこ広場 9:30~11:30 ※制作の日				

今月のせいさく

8月31日(月)

ちびっこ広場

「ぶどう」を作ります



○バスタオルの必要なお子さんには
衛生面を考慮してご家庭から持参
してお使いください



キッズ・クラブ 9月のご案内

「砂場で遊ぼう！」

日時 9月8日(火) 10時~11時半

予約申し込み8月18日(火)~8月31日(月)

電話5-2364での申し込みも受け付けています

・申し込み用紙は子育てルームにあります

※雨天の日は、子育てルームで遊びます

～持ち物～

・砂が付いても良い服・着替え

・帽子・飲み物(水かお茶)



夏の肌トラブル

蚊

に刺されたとき

小さな子どもは、刺されてしばらくたってから、びっくりするほど大きく腫れて水ぶくれができることもあります。かき壊さないよう、早めに手当しましょう。

ケアは

- 刺されたところを水で洗い流します。



- かゆみ止めを塗ったり、濡らしたタオル、ハンカチで包んだ保冷剤などをあてたり、かゆみをやわらげます。



あせも

ができたとき

汗を分泌するところに、汗やほこりなどがつまって炎症が起こった状態です。汗をかきやすい部位に赤い小さなポツポツが沢山できて、かゆくなります。

ケアは

シャワーなどで汗をよく洗い流します。外出先などでは、汗の成分が皮膚に残らないよう、濡らしたタオルで汗を拭き取りましょう。

予防は

汗をよく吸い取る綿の肌着やシャツを着せましょう。



とびひ

ができたとき

皮膚をかきむしって傷ができたところに、細菌が感染して、ジクジクした湿疹(とびひ)ができます。とびひは、感染力が強いうえに、ひどくかゆいため、かいた手で体のほかの部分に触ると、そこにも湿疹が広がります。

ケアは

シャワーを浴び、皮膚の清潔を保ちます。かき壊して広がる、周りに感染するのを防ぐためにガーゼなどで保護することがあります。

肌トラブルを防ぐために

- 皮膚を傷つけないように **つめを短く切る**
- かゆみをやわらげるように **冷やす**、**かゆみ止めを塗る**
- 治りが遅い、広がった、湿しんが変化したときは、**小児科や皮膚科を受診**

月曜日★ちびっこ広場

- 自由遊びの後、絵本や紙芝居の読み聞かせ
- 月末は制作をします

水曜日★のびのびの日

- 自由遊びの後、手遊びをします
- ※中土幌センターと合同

第2金曜日★わんぱくの日

- 自由遊びや身体を使った遊びをします
- ※中土幌センターと合同

第3金曜日★おひさまの日

- 自由遊びの後、親子ふれあい遊びをします

子育てルームひなた利用について

- 町内在住の0歳児から就学前のお子さんを持つご家庭
 - 里帰りしている保護者とお子さん
 - 妊婦さん(見学のみ)
- 親子で遊びたい! 子育てで困った!
おしゃべりしたい! 保護者同士の交流や子育ての仲間に出会える場です。お気軽に遊びに来てください

◆◆ おねがい ◆◆

- ・小さいお子さんが遊びに来る場所ですので、体調不良、風邪症状(発熱・鼻水・咳・下痢等)が見られるお子さん、保護者の方の利用は控えてください。
- ・ルーム内は**飲食禁止**ですが、水分補給のみ可能です。
- ・ゴミ箱は設置しておりませんので、各自お持ち帰りください。



※こども園の駐車場は、一方通行になっていますので、気を付けて走行してください。

土幌町のHP・母子モにも、掲載されています。

子育て支援便り→



子育て相談について

電話や来園による子育ての不安や悩みの相談を行っています。1人で悩まずお気軽にご相談ください。

受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時

相談専用電話 5-2502

〈こども誰でも通園制度の実施について〉

令和8年度より、認定こども園で「こども誰れでも通園制度」を実施しています。ご利用には、町への認定申請が必要となりますので、詳しくは幼児教育課5-2364までお問い合わせください。